平成２９年（フ）第２８号
青森県五所川原市大字稲実字開野259番地
債務者　片山かね子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第１７８号
千葉県流山市流山８丁目1191番地の４
債務者　富山　春雄
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３００号
千葉県我孫子市南青山22番地の６
債務者　堀越　　哲
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５５号
神奈川県横須賀市小矢部２丁目13番１号　Ｆ　Ｐハイム衣笠Ｆ－Ｂ
債務者　井上由香子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第７３号
神奈川県横須賀市馬堀町４丁目12番６号　マボリグリーンハイツ101
債務者　有住　宜久
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第８２号
神奈川県横須賀市長沢２丁目４番16号
債務者　大杉　哲夫
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２０７号
神戸市灘区城内通４丁目２番35号　大和荘203
債務者　平田　温志
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５９号
神戸市北区南五葉２丁目４番22―501号
債務者　石田　尚代（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７３号
神戸市長田区野田町５丁目２番11―705号
債務者　宮本　　歩
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９０号
神戸市兵庫区御崎町１丁目６番27号、従前の住所神戸市兵庫区浜中町２丁目12番３―104号
債務者　河野　　博
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２２号
神戸市兵庫区佐比江町30番地　ラヴューレ畑１Ｆ
債務者　本多ツヤ子（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６号
青森県青森市浪岡大字浪岡字平野14番地21　ハイム幸Ａ103、旧住所青森県青森市大字大野字山下29番地１　ザ・ビレッジ大野弐番館105号
債務者　藤原亜也子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２０４号
熊本県菊池郡大津町大字大林1515番地１　レオパレス　インペリアルⅢ　208号、前住所熊本県合志市須屋405番地３　レオパレスタイガー　104号
債務者　小城　英樹
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６９１号
名古屋市南区中江２丁目11番６号　パレス桜101号
債務者　伊藤　嘉則
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３８号
山口県周南市慶万町８番32号
債務者　宗内　宏恵（旧姓森重）
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１７９号
熊本市南区八幡６丁目７番18号
債務者　田邉　孔明
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係